

平成26年(㉮)第36号 川内原発稼働等差止仮処分命令申立事件

準備書面8

平成26年9月8日

鹿児島地方裁判所 民事第3部 御中

債権者ら代理人

弁護士 森 雅 美

同 板 井 優

同 後 藤 好 成

外

第1 総論

本準備書面は、債務者が提出した平成26年7月23日付答弁書（以下「答弁書」という。）の記載内容を踏まえ、債務者が主張する本件原子炉の安全性が、大飯判決（甲10。以下、判決文を引用する場合のほか、証拠番号は省略する。）で示された判断枠組み及び具体的危険性に当てはめれば甚だ不十分であり、本件原子炉には深刻な事故に至る危険性が存在することを主張する。

第2 判断枠組みに関する部分について

債務者は、本件仮処分において採られるべき主張・立証責任等の判断枠組みについて、債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるために必要と認められることについて、債権者が主張立証責任を負い、本件に即して言えば、債権者らは、「川内1号機及び2号機について地震によって大事故が起こる具体的危険性」を主張立証する必要がある、と述べる（答弁書・9頁及び10頁）。

これは、福島第一原発事故後唯一の本案判決である大飯判決を何ら踏まえないものであり、債務者は、以前として、福島原発事故以前と同じ旧態依然とした主張に終始している。

本件における判断枠組みが、大飯判決で用いられたものに準じて行われなければならないことは、準備書面5に述べたとおりであり、仮に大飯判決とは異なる見解を採用するとしても、大飯判決を明確に論駁できなければならないはずである。

債務者が大飯判決について何ら触れていないのは、大飯判決を明確に論駁できないことの証左であり、この点からも、大飯判決で用いられたのと同様、「重大事故（例えば福島第一原発事故）を惹起する具体的危険性が万が一でもあれば」（甲10・41頁）仮処分が認められる、と解すべきである。

第3 具体的危険性① - 「冷やす」機能が維持できないこと

1 基準地震動を大幅に超える地震動が到来する可能性

(1) クリフエッジを超える地震動の可能性

大飯判決で述べられた「1260ガルを超える地震」(甲10・44頁)については、本件原子炉について行われたストレステスト(ただし、原子力安全・保安院による評価は終了しておらず、原子力安全委員会による確認も行われていない。)では、1号機のクリフエッジは従来の基準地震動 $S_s 540$ ガルの1.86倍である約1004ガル、2号機のクリフエッジは従来の基準地震動 $S_s 540$ ガルの1.89倍である約1020ガル、とされている(「九州電力(株)川内原子力発電所1号機及び2号機の安全性に関する総合的評価(一次評価)に関する審査結果取りまとめ」・44頁。甲54)。

一方で、大飯判決は、福島原発事故以前は原発推進派だった東京大学の瀧川一雄教授(応用地震学)が述べる地震学の限界などを前提としつつ、①大飯原発において、我が国の既往最大である4022ガルを記録した岩手宮城内陸地震と同様の内陸地殻内地震が起こり得るとされていること、②東北地方と北陸・近畿地方とは地震発生頻度において有意な差は認められないこと、③既往最大という概念自体が有史以来世界最大ではなく、④近時の我が国において最大というにすぎないことなどを理由として、大飯原発でも1260ガルを超える地震が到来する危険があると認定した(甲10・45頁)。

この点、強震動地震学の権威である入倉孝次郎京都大学名誉教授は、大飯判決の当該判示について、「揺れの強さが1260ガルを超える地震が絶対に来ないとは言い切れず、警告を発する意味で重要な判決だ。」とコメントしている(平成26年5月22日毎日新聞記事。甲55)。

また、神戸大学の石橋克彦名誉教授(歴史地震、地震テクトニクス)は、岩手宮城内陸地震の4022ガルが日本全国のどこでも起こり得ると言えるかは注意を要するとしながらも、少なくとも、新潟中越沖地震で観測され

た1699ガルを超える地震は日本全国のどこでも起こり得るものであり、全ての原発は、これに耐えられるよう設計されなければならないと指摘している（『科学』vol.84・no.8 岩波書店。甲56）。

そうすると、本件原子炉においても1700ガル程度の地震は到来する可能性があり、これは、基準地震動を大幅に超えるだけでなく、クリフエッジ、すなわち、それを超える非常用設備ないし予備的手段による補完もほぼ不可能となり、メルトダウンに結びつくような限界的なレベルを超える地震といえる。

これは、本件原子炉において、福島原発事故のような深刻な災害が起こる具体的危険が存在する、ということの意味する。

(2) 債務者の反論に対する再反論

この点について、債務者は、大飯判決が指摘した、わずか10年足らずの間に、4つの原発に5つの基準地震動を超える地震が発生した（甲10・51頁）、という事実について、その要因は、震源特性、伝播経路特性、サイト特性にあると述べ、これらの特性を踏まえて、本件原子炉の基準地震動の策定に反映させたことから、本件原子炉ではこれを重視すべきではないと反論している（答弁書・165頁ないし170頁）。

しかし、これはいわゆる後講釈であって、説得力をもたない。

すなわち、「A原発で基準地震動をオーバーしたのはaという理由である。B原発で基準地震動をオーバーしたのはbという理由である。C原発で基準地震動をオーバーしたのはcという理由である。D原発ではa、b、cという要素はないので、基準地震動オーバーは起こり得ない。」というのが債務者の論理であるが、しかし、この論理では、「D原発にはdという要素・理由があって基準地震動を超える揺れが襲うかもしれない」という不安を排除することはできない。

なぜなら、地震動の大きさに影響する要素は無数にあって、a、b、cには限られないからである。

しかも、上記 a、b、c という要素の理由は各々の基準地震動の設定・算出の際には見落とされたわけであって、D 原発についても見落としが無いという保証は全くない。「A 原発で基準地震動をオーバーしたのは a という理由だ」ということは事後に分かったのである。これこそが「後講釈」であって、事前予測には役立たない。

だからこそ、大飯判決は、「後講釈は学者がやってくれ」と言っているのである。そして、「裁判所は10年間に5回も基準地震動オーバーの例があるという事実（これは事前予測に役立つ事実である）を重視する」と述べているのである（甲10・51頁）。

まさに、「論より証拠」、「理屈よりも事実」という科学的な態度（科学的ではあるが、徒に科学論争の迷路に入り込まない態度）と言わなければならない。

大飯判決は、このように4つの原発に5つの基準地震動を超える地震が発生した、ということについて、その原因については今後学術的に解決すべきものであって、裁判所が立ち入って判断する必要のない事柄である（甲10・51頁）と述べているものの、敢えてその理由を挙げるとすれば、準備書面4で述べたように、基準地震動について、平均像を基礎として、ばらつきを「割り切り」によって捨象して策定しているからに他ならない。

債務者は、このような本質的な問題にはほとんど触れず（答弁書には、「単に平均像を用いているわけではない」という、わずか2頁の反論〔答弁書・202頁～203頁〕があるのみである。この点については、第1回審尋期日において、債権者ら代理人の内山弁護士が説明したとおり、債権者らも平均像をそのまま用いているなどという主張はしておらず、債権者らの主張に対する適切な反論にはなっていない。）、震源特性やサイト特性など、小手先

の要因を挙げ（その要因が正しいか、それだけなのかも、実はあやしい。地震学というものはそれほど不確実なものである。それは地震が超深部で起きる、実見、実験できない、データが最近のものしかない、要素が多数あり、複雑系である…等の理由による。）、それを反映させたから、十分に安全性が保たれているかのように主張する。

しかし、これが小手先の対応に過ぎないことは、基準地震動を超える地震が起こった要因について新しい知見を反映させてもなお、従来540ガルとされていた基準地震動が、わずか約1.15倍の620ガルにしか引き上げられていないことから明らかである。

本件原子炉において、唯一、大飯原発と異なる点は、新規制基準への適合性審査が行われているという点である。

しかし、大飯判決は、新規制基準について、「外部電源と主給水の双方について基準地震動に耐えられるまで強度を上げる、基準地震動を大幅に引き上げこれに合わせて設備の強度を高める工事を施工する、使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込む等の措置は盛り込まれていない」として、問題点が解消されないまま新規制基準の審査を通過し原発の稼働に至る可能性があるとし、その場合、原発の「安全技術及び設備の脆弱性は継続することとなる」（甲10・65頁）と述べている。

これは、本件原子炉においてもそのまま当てはまり、新規制基準に適合したからと言って、基準地震動を超える地震動が到来する可能性が万が一にもなくなったとは到底言えないのである。

このように、債務者の反論は、福島原発事故を経てもなお、小手先だけの対応に終始していることを明らかにしているにすぎず、債権者らの主張に対する反論としては甚だ不十分であり、本件原子炉において、福島原発事故のような深刻な災害が起こる具体的危険性を払しょくするに足りるものではない。

2 イベントツリーの実効性

(1) イベントツリー記載の対策が真に有効な対策であるための要件

大飯判決が指摘するとおり、イベントツリー記載の対策が真に有効な対策であるためには、第1に、地震や津波のもたらす事故原因につながる事象を余すことなくとりあげること、第2に、これらの事象に対して技術的に有効な対策を講じること、第3に、これらの技術的に有効な対策を地震や津波の際に実施できること、という3つがそろわなければならない（甲10・46頁～47頁）。

(2) 本件原子炉のイベントツリーが事故原因につながる事象のすべてをとりあげているとは認められないこと

しかし、大飯判決が指摘するとおり、深刻な事故においては、発生した事象が新たな事象を招いたり、事象が重なって起きたりするものであるから、第1の事故原因につながる事象のすべてを取り上げること自体が極めて困難であるといえる（甲10・47頁）。

債務者の提示する地震の際のイベントツリーを見ても、後記の主給水、外部電源の問題を除くと、1号機では約907ガルから、2号機では945ガルから、重大事故につながる事象が始まるとしているところ（九州電力株川内原子力発電所1号機及び2号機の安全性に関する総合的評価（一次評価）に関する審査結果取りまとめ」（案）。甲57）、基準地震動である540ガルから907ガルまでの間（1号機）、あるいは945ガルまでの間（2号機）に、重大事故につながる損傷や事象が生じないということは極めて考えにくい事柄であり、債務者がイベントツリーにおいて事故原因につながる事象のすべてをとりあげているとは到底認め難い。

(3) 本件原子炉のイベントツリーには実効性もないこと

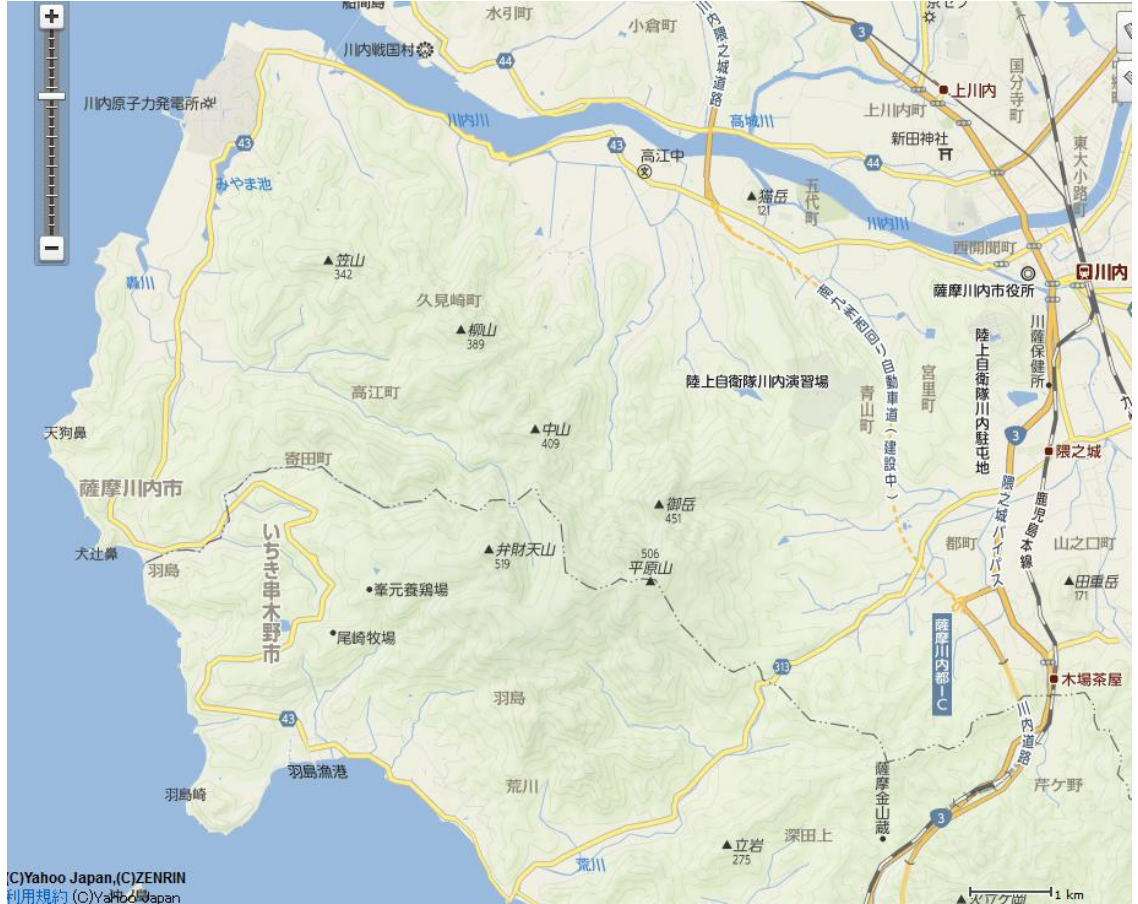
大飯判決においては、イベントツリーの実効性について、47頁から50頁にかけて、7つの点を指摘して、実効性に問題があると述べている。

以下に、これらの指摘を列挙する。

- ① 地震はその性質上従業員が少なくなる夜間も昼間と同じ確率で起こるのに対し、夜間に、突発的な危機的状況に直ちに対応できる人員がいない場合、特に指揮命令系統の中心となる所長がいない場合には、イベントツリーどおりに対応ができない可能性がある。
- ② イベントツリーにおける対応策をとるためには、いかなる事象が起きているのかを把握できていることが前提になるが、この把握自体が極めて困難である。
- ③ 仮にいかなる事象が起きているかを把握できたとしても、対処すべき事柄が極めて多いのに対し、全交流電源喪失からメルトダウン開始まではわずかな時間しかない。
- ④ 採るべきとされる手段のうち幾つかは、その性質上、普段からの訓練や試運転になじまない。
- ⑤ 防御手段に係るシステム自体が地震によって破損される可能性もある。
- ⑥ 放射性物質が一部でも漏れれば、その場所には近寄ることさえできなくなる。
- ⑦ 大飯原発に通ずる道路は限られており、施設外部からの支援も期待できない。

これらのうち、①ないし⑥については、大飯原発に限らず、日本全国あらゆる原発について等しく当てはまるものであり、当然、本件原子炉にも妥当する。

⑦については、下記の地図を見れば分かるように、本件原発施設に至る道路は非常に限られており、施設外部からの支援も期待し難いという点で、本件にも妥当する。



このように、大飯判決で述べられた「イベントツリーの実効性がない」（甲10・47頁ないし50頁）との指摘は、本件原子炉においても全て妥当するのであり、これらに対して、債務者からの明確な反論がなされない限り、イベントツリーの存在をもって原発が安全であるということとはできない。

3 安全余裕について

債務者は、答弁書において、「耐震設計においては、規格・基準類で定められた許容値に対してギリギリとならないよう工学的な判断のもと持たせる余裕や、地震によって働く力を計算する過程で、計算結果が非安全側とならないように計算条件の設定等で余裕を持たせている」ことなどを挙げて、安全余裕があるがゆえに、原発の安全性が確保されている、と主張する（答弁書・126頁）。

しかし、債務者の主張する安全余裕については、大飯判決において、「一般的に設備の設計に当たって、様々な構造物の材質のばらつき、溶接や保守管理の良否等の不確定要素が絡むから、求められるべき基準をぎりぎり満たすのではなく同基準値の何倍かの余裕を持たせた設計がなされることが認められる」とされ、「基準を超える負荷がかかっても設備が損傷しないことも当然あるが、それは単に上記の不確定要素が比較的安定していたことを意味するにすぎないのであって、安全が確保されたからではな」く、安全余裕があるからと言って「基準を超えれば設備の安全は確保できない」と指摘されている（甲10・53頁ないし55頁）。

要するに、「基準地震動を超えても事故に至らなかったことがあったとしても、それはたまたまそうだっただけであって、次もそうなるとは限らない」と言っているのである。

つまり、大飯判決は、基準地震動は、それを超えないものとして設計されるからこそ安全といい得るのであって、基準地震動を超えても安全余裕があるから安全だ、などというのであれば、そもそも基準の意味をなさなくなる、ましてや、その余裕が不確定要素を含むものである以上、「具体的危険の“万が一”性」という観点に照らして安全とは言えない、と、極めて明快に述べているのである。

債務者の主張は、このような大飯判決の問題意識に何ら答えておらず、反論

として不適切というほかない。

債務者は、振動実験云々を主張しているが（答弁書・126頁）、その内容も明らかでないうえ、大飯判決で指摘されている「原子炉压力容器や蒸気発生器などが高温側と低温側に大きな温度差があり、使われている鋼材などに温度差・熱膨張差による伸び縮みを繰り返すことによる材料の疲労現象」（甲10・54頁）等についても勘案しているとはいえないことから、この実験によって安全性が確保されるとも言い難い。

4 外部電源喪失及び主給水系配管の破断の危険性について

債務者は、外部電源喪失や主給水系配管破断の危険性について、構造強度評価及び動的機能維持評価を実施したとして、その結果を表7として示している（答弁書・124頁及び125頁）。

しかし、これらについては、大飯判決で述べられているように、耐震B、Cクラス設備等の破損によって生じることから、基準地震動 S_s である620ガルを下回る地震によっても、外部電源が断たれ、かつ、主給水ポンプが破損し主給水が断たれるおそれがある。

即ち、「各起因事象の発生に直接関係する設備等の耐震裕度を評価した結果、起因事象発生までの耐震裕度が最も小さいのは『主給水喪失』及び『外部電源喪失』であり、それぞれ S_s 未満の地震動においても耐震Cクラスの設備等（それぞれ主給水ポンプ、碍子等：発電所構内の母線などの電線を支持し、絶縁する磁器製の支持構造物等）の破損により当該事象が発生する」（「九州電力（株）川内原子力発電所1号機及び2号機の安全性に関する総合的評価（一次評価）に関する審査結果取りまとめ」・44頁。甲54）おそれがある。

債務者は、このような大飯判決が指摘する問題点に何ら答えておらず、この点からも反論として不十分と言わざるを得ない。

5 小括

このように、具体的危険性① - 「冷やす」機能が維持できないという点について、債務者の主張は、大飯判決が指摘し、本件原子炉にも妥当する問題点に全く答えていないか、答えているとしても甚だ不十分であり、到底、具体的危険性が万が一にもない、というレベルになく、むしろ、極めて楽観的な見通しのもとになされた脆弱な安全でしかない。

そうである以上、債権者らの人権侵害の危険が切迫しているというべきであり、民事保全法23条2項に基づいて、差し止めの仮処分が認められるべきである。

第4 具体的危険性② - 「閉じ込める」機能に欠陥があること

1 使用済み核燃料プールが堅固設備で覆われていないこと

債務者は、使用済み核燃料ピットについて、「水中ポンプによる使用済み燃料ピットへの水の補給、及び可搬型注入ポンプによる使用済み燃料ピットへのスプレー等の手段を設け、「水位計、温度計、監視カメラの追加設備等を行った」と述べる（答弁書・161頁）。

しかし、このような対策を設けたからと言って、大飯判決（甲10・60頁ないし64頁）が指摘する「使用済み核燃料プールが堅固設備で覆われていない」という多重防護の欠陥が補完されるわけではなく、本件原子炉においても、大飯判決が具体的危険と認めた「閉じ込める」機能の欠陥は、依然として解決されていない。

仮に、冷やす機能を強化したから閉じ込めなくてもよいのだ、というのであれば、債務者をはじめとする電気事業者がこれまで金科玉条として挙げ、多くの民事差止判決が依拠してきた多重防護の思想自体を否定することになる。

2 確実に給水できるとは認め難いこと

また、大飯判決（甲10・63頁）は、被告関西電力の「核燃料プールに危険性が発生する前に確実に給水ができる」との主張に対して、「弥縫策にとどまらない根本的施策をとらない限り『福島原発事故を踏まえて』という言葉が安易に用いるべきではない」などと強い論調で、確実に給水ができるとは認め難いことを指摘している。

この点も本件原子炉にもそのまま当てはまる点であり、まさに、答弁書に記載されている債務者の対応は弥縫策以外の何物でもない。

3 新規制基準はその基本思想自体が誤っていること

新規制基準は、基本的な発想として、旧安全指針類につき福島原発事故で明らかになった重大な不備、欠陥を基本的にそのままにし（下図1の①）、重大事故が起こった場合のシビアアクシデント対策を盛り込む（下図1の②）という形でしか安全性を高めるための対策を講じていない。

本来、原発の過酷事故による被害という人権侵害を未然に防ぐためには、深層防護という視点のもと、放射性物質の発生、拡散及び施設外部への放出を防止するための施策（1層ないし3層の防護）こそ充実させるべきであり、福島原発事故から我々が学ぶべき最も重要な教訓もまさにこの点にあるはずである。

そうであるにもかかわらず、新規制基準は、上述のとおり1層ないし3層については従前の旧安全指針類からほとんど変更せずに、4層目（シビアアクシデント対策）を盛り込むことで安全性を高めた、としているのである。

しかしながら、シビアアクシデント対策は放射性物質が外部に放出してしまった場合の対策に過ぎず、あくまでも事故の影響を緩和し、被害を拡大させないためのものに過ぎない。その意味では、シビアアクシデント対策は、人権侵害が起こってしまった際に、その被害を最小限に食い止めるための施策であり、

このような対策がされているからといって、1層ないし3層を疎かにしたまま、安全性が確保されているというのは筋違いである。

なお、新規制基準は、国際基準である5層目の緊急防災対策を盛り込んでおらず（下図1の③）、本来規制の根本的な要件とされるべき立地指針（離隔要件）すら適用を求めていない（下図1の④）。

	国際基準	旧安全指針類	新規制基準
1層	異常発生防止対策(事故を起こさない)		
2層	異常拡大防止対策(起こしても拡大させない)		①
3層	放射性物質異常放出防止対策(施設外に出さない)		
4層	シビアアクシデント対策(事故の影響を緩和する)		②
5層	防災対策(放出される放射線の影響を緩和する)		③
	離隔要件(立地指針)		④

(図1)

新規制基準の主な問題点

- ① 1層ないし3層の防護に大きな修正がない。特に地震の評価はほとんど変わらない。
- ② 4層目(シビアアクシデント対策)が不十分。
- ③ 5層目(防災対策)が入っていない。
- ④ 旧安全指針類では適用されていた立地指針(離隔要件)の適用が求められていない。

1層ないし3層によって限りなく安全性を高めてもなお、万が一の場合に備えて4層及び5層目の施策を講じなければならない、というのが国際基準なのであり、安倍内閣が「世界最高水準」と評する新規制基準が、世界最高どころか、国際基準すら満たさないものであることは明白といえる。

このように、新規制基準は、そもそも、その基本思想において、「放射性物質がある程度外部に放出されるのはやむを得ない」と考えているとしか解釈のしようがないものになっており、放射性物質を「閉じ込める」という意識が薄弱であることは、この点からも明白と言わざるを得ない。

第5 債務者のその余の主張について

1 はじめに

以上のほか、債務者は、答弁書の第3章において、エネルギーの安定供給の観点、環境保全の要請、経済効率性の観点から、原発が必要である旨主張している。

このような必要性の主張が、本件仮処分におけるどの要件との関係で、どのような意味を有するのか、債務者の主張からは全く不明であるが、仮に、債務者の意図が、「必要性がある以上、『具体的危険性が万が一にもあれば仮処分が認められる』という大飯判決を踏まえた判断枠組みを用いるべきではない」というところにあるのだとすれば、それは全くの失当というほかない。

これらの原発必要論は、以下に述べるように、大飯判決においても明確に否定されている点であり、もはや時代錯誤の議論と呼ぶべきものである。

2 電力の安定供給の観点について

まず、債務者は、電力の安定供給の観点から、「エネルギー資源に乏しく、その多くを輸入に頼っている我が国において、エネルギー資源を安定的に確保していくことが不可欠である」とし、「ウラン資源は、政情の安定したカナダや

オーストラリア等の国々から供給されるため、他のエネルギー資源に比べて供給の安定性が高く、燃料の備蓄性に優れていると述べ、原子力発電が、エネルギーの安定供給に有利な発電方法である」と主張する（答弁書・12頁）。

しかし、ウラン資源もしょせんは外国資源であり、かつ有限資源である（可採年数は石油と変わらないと言われている）。

また、原発は事故や故障による停止も多く（今回も3年半にわたる）、稼働率は最悪である。決して安定供給電源とは言えない。

それに関し、大飯判決は、「極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されない」と、そもそも議論の俎上に挙げることをすら許されないとしている（甲10・66頁）。

福島原発事故、そして大飯判決を経てもなお、このような時代錯誤的な主張を繰り返すこと自体、債務者の見識を疑わせ、必要性に胡坐をかいて安全性を二の次にしている債務者の意識の表れとみることすらできる。

3 経済効率性の観点について

次に、債務者は、経済効率性について、「我が国の産業の国際競争力強化の観点から、エネルギーコストの低減を図るべく、自由化、規制緩和等を通じた一層の効率向上が求められている」として原発の必要性を説く（答弁書・13頁）。

この点についても、大飯判決では、「コストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である」（甲10・66頁）と述べて、債務者の右主張を退けている。

大飯判決は、決して特異な判決ではない。人権侵害を防止するという、司法

の役割の根本に立ち返ってこのような判断をしたのであって、極めて正当である。

そもそも、「原発エネルギーはコスト安」とする主張は、原発のために国（国民）が負担する莫大な電源三法交付金や地元対策費、原発事故による損害賠償金を考慮外とした架空・虚偽である。

また、原発推進側は、「原発を停止することによって化石燃料輸入金が3兆円増加している。国富の流出だ。ギリシアのようになっていいのか」等と言っている。しかし、これは大げさである。日本の経済的実力GDP（国内総生産）は5～600兆円であり、国富（国の資産－負債）は約3000兆円である。

そのうちの3兆円は大きな数字ではない。現に日本の経済は好調と言われている。

債務者の主張は、経済効率性のためなら多少放射線被害を受けることはやむを得ない、と言っているに等しい。

安定供給の主張と同様、大飯判決を経てもなお、このような主張を繰り返す債務者の見識を疑わざるを得ない。

4 環境面

さらに、債務者は、「原子力発電は発電過程で二酸化炭素を排出せず、環境特性に優れている。また、発電過程のみならず、原子力発電所の建設や原料の採掘、輸送を含めたライフサイクル全体で評価しても、原子力発電の1kWh当たりの二酸化炭素排出量は、化石燃料を用いた場合よりも明らかに小さく、地球温暖化防止の観点で優れた発電方法の一つとされ」と主張し、環境保全の観点からも原発が有用である旨主張する（答弁書・12頁）。

この点も、大飯判決は、「原子力発電所でひとたび深刻事故が起こった場合の環境汚染はすさまじいものであって、福島原発事故は我が国始まって以来最大の公害、環境汚染であることに照らすと、環境問題を原子力発電所の運転継続

の根拠とすることは甚だしい筋違いである」(甲10・66頁)と明確に否定している。

このような甚だしい筋違いを、あれほどの環境汚染を起こした福島原発事故後も繰り返す債務者の態度は、福島県民に対する冒瀆とすら言ってよく、断じて許されてはならない。

以上